

登 園 届

____ 保育園長 様

園児氏名 _____

保護者名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

病 名

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より集団生活に支障がないと判断されましたので、登園いたします。

【 登園届が必要な感染症 】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過したもの
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること * 無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
麻疹 （はしか）	発症前 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過するまで
水痘 （水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）ができるまで	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後程度	発しんが消失したもの
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過したもの
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌薬による 5 日間の治療が終了したもの
流行性角結膜炎 （はやり目）	充血・目やに等の症状が出現している数日間	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失していること
腸管出血性 大腸菌感染症 (0-157・0-26・0-111 等)		症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」より

※この用紙は、すべて保護者が記入し、提出していただくものです。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できますよう、ご協力をお願いします。

※登園した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、再度お休みをしていただくか、または診断書の提出を求める場合がございます。

出席停止期間について

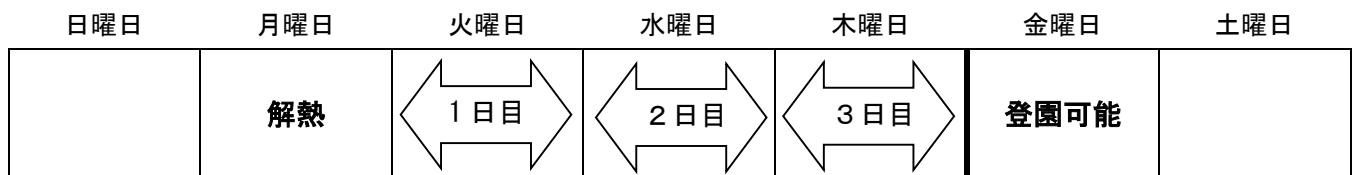
インフルエンザ

<参考:出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日(1日目)、水曜日(2日目)および木曜日(3日目)の3日間を休み、金曜日から登園可能ということになります。

図1 「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、その翌日から1日目と数えます(図2)。

「発熱」がないにもかかわらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



発熱等が出現

※ただし、解熱後3日を経過している必要があります。

新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで